

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	保育園	中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
分科会	5	児童福祉分科会	調整項目	2	保育料徴収基準、通常保育時間、早期保育、延長保育、乳児保育、障害児保育、一時的保育事業	黒川村担当	住民課	児童福祉係	担当者名	

現 況					調整方針	備 考
記載事項	中 条 町		黒 川 村			
保育園の定員	若宮保育園 90名 日の出保育園 90名 柴橋保育園 45名 ふたば保育園 120名	ついじ保育園 160名 さわらび保育園 60名 ひだまり保育園 150名	黒川保育園 130名 胎内保育園 45名		現行のとおりとする。	
通常保育	保育料の額	別紙1参照		別紙2参照	現行のとおりとする。 合併後、3年以内に統一する。	
	家計の主宰者の認定基準				中条町の例による。	
	対象者	生後6ヵ月以上の者		同 左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
	途中入退園の保育料の算定	月途中の入園 費用徴収額×当該月の月途中入園からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日 月途中の退園 費用徴収額×当該月の月途中退園の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日		同 左		
	保育料の減免	同一世帯から2人の児童が入園している場合	B～D5年齢の低い児童50% D6～D13年齢の高い児童50%		B～D5保育料の高い児童50% D6～D7保育料の低い児童50%	現行のとおりとする。 合併後、3年以内に統一する。
同一世帯から3人以上の児童が入園している場合		4月1日に満10歳となる子以下の児童が同一世帯に3人以上いる場合は、3人目以降の保育料は無料(ただし、3人目以降の児童が3月31日に満1歳に達していない場合は該当しません)		B～D5保育料の高い児童75% D6～D7保育料の低い児童75%		
その他		B階層で次に掲げる者は免除 1.母子世帯 2.在宅障害児(者)のいる世帯 3.その他町長が特に認めた世帯		同 左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
	長期欠席 10日以上欠席した場合保育料を還付する。			なし	中条町の例による。	

記載事項		現 況		調 整 方 針	備 考		
		中 条 町	黒 川 村				
通常保育時間	開園	8 : 3 0	同 左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。			
	閉園	1 6 : 0 0	同 左				
延長保育	対象者	保護者の就労形態等の事情で、通常の保育時間を超えて保育する場合。	保護者の就労形態等の事情で、通常の保育時間を超えて保育する場合。	中条町の例による。			
	保育時間及び保育料	7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 無料 1 6 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 5 0 円 (おやつ代) 1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0 柴橋保育園 5 0 円 (おやつ代) 人件費 14,545,146 円 国庫補助金 14,374,800 円	7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 無料 1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 無料				
乳児保育	対象者	平成 1 5 年度当初 1 1 名					
	保育時間及び保育料	時間は通常と同じ 保育料は徴収基準額表による					
障害児保育	対象者	平成 1 5 年度当初 1 4 名	なし				
	保育時間及び保育料						
一時保育	対象者	保護者の就労形態・傷病、災害・事故・出産・看護・介護、冠婚葬祭等社会的事由、及び障害児等の体験入所。満 1 歳以上の者	なし				
	保育時間及び保育料	時間 当該保育園に準ずる (公立は、ついじのみ) 日数 保護者の就労形態等によるもの 一週間 3 日以内 その他の理由 月 1 0 日以内 3 歳未満児 1 日 2 , 0 0 0 円 3 歳以上児 1 日 1 , 6 0 0 円 給食費 1 日 4 0 0 円 延長料金 1 日 2 0 0 円 年間延べ利用数 2 7 3 人 利用料 年間 6 6 0 , 0 0 0 円 人件費 1,801,245 円 国庫補助金 491,400 円					
関係法令等		中条町立保育園設置条例 中条町立保育園設置条例施行規則 中条町一時的保育事業実施要綱	黒川村保育園設置条例 黒川村保育園設置条例施行規則	財政への影響額 単位：千円			
					予算額	調整後見込額	影響額 (増減)
				中条町			
				黒川村			
	計						
備考 平成 1 5 年度当初予算ベース							

中条町保育料徴収基準額表

【平成16年4月1日適用 ()内の金額は、1/2の金額】

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分				国徴収基準額	保育料基準額 (月額)				
区分	定 義		3歳未満児		3歳以上児				
A	生活保護法による非保護世帯 (単給世帯を含む)			円 0	円 0	円 0			
B	A階層及びD階層を除き、父母及び家計の主宰者たる扶養義務者の前年度分の市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	第1	市町村民税非課税世帯	9,000 6,000	2,000 (1,000)	1,350 (670)			
C		第1	市町村民税均等割のみ	19,500 16,500	8,000 (4,000)	5,400 (2,700)			
		第2	市町村民税所得割が 3,500円未満		10,380 (5,190)	7,740 (3,870)			
		第3	市町村民税所得割が 3,500円以上		11,850 (5,920)	9,280 (4,640)			
D	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、父母及び家計の主宰者たる扶養義務者の所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	第1	1,500円未満	30,000 27,000	12,490 (6,240)	9,840 (4,920)			
		第2	1,500円以上 ~ 8,500円未満		14,710 (7,350)	12,100 (6,050)			
		第3	8,500円以上 ~ 15,000円未満		17,610 (8,800)	15,080 (7,540)			
		第4	15,000円以上 ~ 30,000円未満		22,670 (11,330)	19,290 (9,640)			
		第5	30,000円以上 ~ 64,000円未満	44,500 41,500 37,560	29,860 (14,930)	3歳児 25,240 (12,620)		4歳以上児 24,420 (12,210)	
		第6	64,000円以上 ~ 80,000円未満			34,350 (17,170)	29,490 (14,740)		25,450 (12,720)
		第7	80,000円以上 ~ 100,000円未満		40,000 (20,000)	29,490 (14,740)		25,450 (12,720)	
		第8	100,000円以上 ~ 130,000円未満		41,000 (20,500)	29,490 (14,740)		25,450 (12,720)	
		第9	130,000円以上 ~ 160,000円未満		44,000 (22,000)	29,490 (14,740)		25,450 (12,720)	
		第10	160,000円以上 ~ 170,000円未満		61,000 43,720	47,500 (23,750)	29,490 (14,740)		25,450 (12,720)
		第11	170,000円以上 ~ 408,000円未満		37,560	47,500 (23,750)	29,490 (14,740)		25,450 (12,720)
		第12	408,000円以上 ~ 510,000円未満		80,000 43,720	47,500 (23,750)	29,490 (14,740)		25,450 (12,720)
		第13	510,000円以上		37,560	47,500 (23,750)	29,490 (14,740)		25,450 (12,720)

* 国徴収基準額については、が未満児の額、が3歳児の額、が4・5歳児の額となっており、定員区分が61人~90人の4月~9月までの基準額を、参考資料として起債しています。

備 考

1 B階層からD階層第 13 までの世帯であって、同一世帯から 2 人以上の児童が入園している場合の保育料は次のとおりです。

(1) B階層からD階層第 5 までの世帯

最も年齢の高い児童...全 額

次の児童...半 額

その他の児童... 1 / 10 の額

(2) D階層第 6 からD階層第 13 までの世帯

最も年齢の低い児童...全 額

次の児童...半 額

その他の児童... 1 / 10 の額

2 1 の規定にかかわらず、4 月 1 日に満 1 0 歳となる子以下の児童が同一世帯に 3 人以上いる場合は、3 人目以降の保育料を無料とします。

ただし、3 人目以降の児童が 3 月 3 1 日に満 1 歳に達していない場合は該当しません。

3 2 の規定の保育料は、B階層からD階層第 5 までの世帯であっても 1 の(2)の規定を適用します。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の保育料の額を無料とします。

母子世帯等

在宅障害児(者)のいる世帯

その他町長が認めた世帯

5 C階層第 1 からC階層第 3 と認定された世帯で 4 の ~ に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、当該階層の保育料を 1, 0 0 0 円減額した額とします。

また、世帯から 2 人以上の児童が入園している場合は、1, 0 0 0 円減額した金額を基準として 1 の規定を適用します。

6 階層区分の「所得税の額」は、配当控除及び住宅取得等特別控除、外国税額控除をする前の税額で、階層決定を行います。

7 月の途中での入退園や病気等の理由により継続して 1 0 日以上または 1 ヶ月のうち 1 5 日以上欠席する場合の保育料は日割計算されます。ただし、病気等の理由による場合は長期欠席届の届出が必要になります。

別紙2 黒川村保育料徴収基準額

階層別		区分	徴収金基準額(月額)			第1欄	第2欄	第3欄	徴収基準額表の定義における階層及び固定資産税額による区分	認定する階層
			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合					
A階層		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	A～D5階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表に定める額		
B階層	第1層	市町村民税非課税世帯	2,000	1,350	1,350				B階層に属し、前年度分の固定資産税額が20,000円以上である世帯	C1階層
	C階層	第1層	前年度分市町村民税のうち均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	8,000	5,400				5,400	C1階層に属し、前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯
第2層		前年度分市町村税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	10,370	7,740	7,740				C2階層に属し、前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	C3階層
第3層		前年度分市町村税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	11,600	9,000	9,000		C3階層に属し、前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	D1階層		
D階層	第1層	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	12,490	9,830	9,830		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表 ×0.5	D1階層に属し、前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D2階層
	第2層	前年分の所得税課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯	14,700	12,100	12,100				但しC1階層として認定された世帯の徴収金基準額は、当該基準額の2分の1とし、10円未満は切捨て	
	第3層	前年分の所得税課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	15,500	12,800	12,800					
	第4層	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	22,660	20,040	20,040					
	第5層	前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	26,400	23,800	21,900					
	第6層	前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	34,600	26,400	22,100		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表 ×0.25		
	第7層	前年分の所得税課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	34,600	26,400	22,100					
	第8層	前年分の所得税課税額が150,000円以上18,000円未満である世帯	34,600	26,400	22,100		D6～D12階層のうち、所得税の額が54万円未満の世帯に属する世帯	徴収基準額表に定める額		ア 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)
	第9層	前年分の所得税課税額が180,000円以上210,000円未満である世帯	34,600	26,400	22,100					
	第10層	前年分の所得税課税額が210,000円以上240,000円未満である世帯	35,000	26,500	22,200					
第11層	前年分の所得税課税額が240,000円以上410,000円未満である世帯	35,000	26,500	22,200						
	第12層	前年分の所得税課税額が410,000円以上である世帯	35,000	26,500	22,200	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表 ×0.25			